

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 7 日

各都道府県御担当者 様
各高速道路会社等御担当者 様

国土交通省道路局高速道路課長

災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置について（周知）

災害救助等に使用する車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）第 3 号に基づき、高速道路の無料措置を実施しているところです。

この無料措置の実施に際しては、被災都道府県からの要請を高速道路会社等が承諾した上で、実施しております。

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 12 月 23 日閣議決定）」を踏まえ、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整について円滑に無料措置を実施できるよう、別紙のとおり取組事例等を周知いたしますので、今後の無料措置の実施にあたり参考として頂くよう、貴管内への周知徹底をお願いいたします。

また、別紙の事例等に限らず都道府県及び各高速道路会社等においては日頃から緊密に連携していただきますようお願いいたします。

【取組事例①】

窓口交換及び手続の共有

平時から本措置に係る窓口を定めた上で、定期的（四半期毎等）に都道府県の担当部署と各高速道路会社等の手続窓口（各地区の支社）間で、担当者の窓口（担当者名・部署名・連絡先等）交換及び手続の共有を行い、発災時に備える。

〇〇に係る高速道路無料措置 担当窓口一覧				令和〇年〇月〇日現在	
No	都道府県名	都道府県窓口		窓口会社	
1	〇〇	住所		部署名	〇〇高速道路(株) 〇〇支社 料金課 〇〇 〇〇
		部署名		連絡先1	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(直通)
		連絡先1		連絡先2	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(防災対策室)
		連絡先2		公文書送付先	住所:〒000-0000 大阪市〇〇〇〇 宛名:〇〇高速道路(株)〇〇課 〇〇

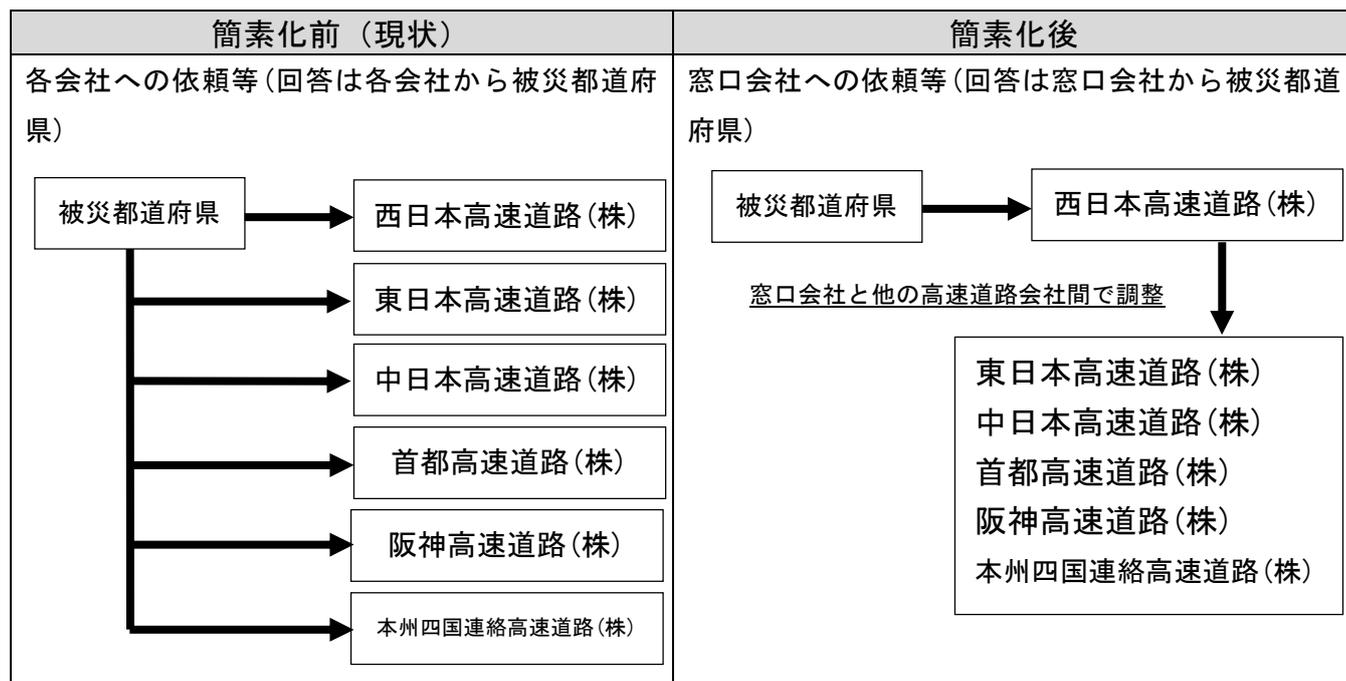
※連絡先1で連絡つかない場合に連絡先2へ連絡するものとします。
 ※連絡先1に記載した電話番号が、業務時間外で通じない(使用できない)場合は、連絡先2に時間外でも連絡可能な番号の記載をお願いします。
 ※無料措置実施する場合に、公文書のやり取りが必要となるため、住所の記載をお願いします。

【取組事例②】

手続きの簡素化

令和2年4月1日より、無料措置区間を管理する道路会社すべてが受領している依頼文書を、被災都道府県を事業エリアとする窓口会社のみが受領することで、被災都道府県の事務手続を簡素化。

(具体例) 窓口会社が西日本高速道路(株)の場合



【別添】

項番	都道府県	窓口会社	
1	北海道	東日本高速道路株式会社	北海道支社
2	青森県		東北支社
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		関東支社
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	長野県※		
14	新潟県		新潟支社
15	神奈川県※	中日本高速道路株式会社	東京支社
16	静岡県		
17	東京都※		八王子支社
18	山梨県		
19	岐阜県		名古屋支社
20	愛知県		
21	三重県		
22	富山県		金沢支社
23	石川県		
24	福井県※		
25	滋賀県※	西日本高速道路株式会社	関西支社
26	京都府		
27	大阪府※		
28	兵庫県※		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		中国支社
32	島根県		
33	岡山県※		
34	広島県※		
35	山口県		

項番	都道府県	窓口会社	
36	徳島県※	西日本高速道路株式会社	四国支社
37	香川県※		
38	愛媛県※		
39	高知県		九州支社
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県		

※ 上記を窓口会社として整理いたしますが、今後、各支社と都府県との調整を経た上で、窓口会社に変更する場合がございますのでご注意ください。

